

「眼の障害」の認定基準改正のご案内

令和4年4月1日から、児童扶養手当の視力障害の認定基準が良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう、「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」に変更されます。また、視野障害の認定基準も改正されます。

対象者

既に18歳到達により支給対象外となった20歳未満の児童を養育している(元)児童扶養手当受給者で、その児童が改正後の認定基準を満たす方は、児童が20歳になる月まで手当の支給対象になる可能性があります。

申請について

✓ **手当を受給するには、お住まいの区の区役所保育給付課（総合支所の管内にお住まいの方は総合支所保健福祉課）へ申請が必要です。**

※ **対象児童の20歳の誕生日の属する月の前月までの申請が必要です。**

✓ 新しい認定基準による申請は、令和4年4月以降行えます。

✓ 令和4年4月末日までに請求された場合で、認定基準に該当するとされた場合は、令和4年5月分からの手当が支給されます。

お問い合わせ先

青葉区保育給付課	TEL 225-7211	泉区保育給付課	TEL 372-3111
宮城野区保育給付課	TEL 291-2111	宮城総合支所保健福祉課	TEL 392-2111
若林区保育給付課	TEL 282-1111	秋保総合支所保健福祉課	TEL 399-2111
太白区保育給付課	TEL 247-1111		

改正のポイント

1 視力障害の認定基準を改正します。

良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう、「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」による認定基準に変更します。

2 視野障害の認定基準を改正します。

- ▶ これまでのゴールドマン型視野計に基づく認定基準に加えて、自動視野計に基づく認定基準を規定します。
- ▶ 自動視野計の導入に伴い、ゴールドマン型視野計に基づく認定基準の整理を行うとともに、視野障害をより総合的に評価できるよう、視野障害についても1級の認定基準を規定します。

改正後の認定基準

障害の状態
視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの
視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI / 2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I / 2 の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの ※ 改正前の基準の範囲を改正後もカバーできるよう存置した基準
自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの